

東洋ドライループ株式会社 定款

第一章 総 則

第一条 (商 号)

当会社は、東洋ドライループ株式会社と称し、英文では TOYO DRILUBE CO., LTD. と表示する。

第二条 (目 的)

当会社は、次の業務を営むことを目的とする。

1. コーティング剤の開発、製造、販売
2. コーティング剤の加工並びに加工技術指導
3. コーティング用設備の企画、製造、販売並びに設置工事
4. 金属工業製品、化学工業製品の開発、製造、販売
5. 機械部品及び電子部品の開発、製造、販売
6. 産業用、家庭用機械器具及び商品の開発、製造、販売
7. コンピュータソフトウェアの企画、制作及び販売
8. 各種分析、測定及び試験の受託並びにこれらに関する技術指導
9. 不動産の保有、賃貸及び仲介並びに管理
10. 運輸倉庫業、保険代理業および広告代理業
11. 前各号に付帯または関連する物品の製造、販売及び輸出入
12. 前各号に関する各種サービスの提供およびコンサルティング
13. 前各号の営業を行う者に対する投資
14. 上記に付帯または関連する一切の業務

第三条 (本店の所在地)

当会社は、本店を東京都世田谷区に置く。

第四条 (機 関)

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第五条 (公告の方法)

当会社の公告の方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第二章 株 式

第六条 (発行可能株式数)

当会社の発行可能株式総数は、12,720,000株とする。

第七条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第八条（自己株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第九条（基準日）

当会社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第十条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第十一條（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第三章 株 主 総 会

第十二条（招 集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要があるときに隨時これを招集する。

第十三条（招集権者及び議長）

株主総会は、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。

2. 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第十四条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第十五条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第十六条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第十七条（議事録）

株主総会の議事録は法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

第四章 取締役及び取締役会

第十八条（員 数）

当会社の取締役は、13名以内とする。

2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は4名以内とする。

第十九条（選任方法）

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第二十条（任 期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第二十一条（代表取締役及び役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2. 取締役会はその決議により取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

第二十二条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し議長となる。

2. 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第二十三条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

第二十四条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当会社は、取締役会の決議事項について取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第二十五条（取締役会の議事録）

取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。

2. 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

第二十六条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第二十七条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

第二十八条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第二十九条（重要な業務執行の委任）

当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第五章 監査等委員会

第三十条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。

第三十一条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第六章 会計監査人

第三十二条（選任方法）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第三十三条（任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定期株主総会において別段の決議がなされなかった時は、当該定期株主総会において再任されたものとみなす。

第三十四条（報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第三十五条（会計監査人の責任免除）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第七章 計 算

第三十六条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

第三十七条（剰余金の配当等）

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

2. 当会社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。
3. 当会社の中間配当の基準日は、毎年12月31日とする。

第三十八条（剰余金の配当等の除斥期間）

剰余金の配当及び中間配当が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 剰余金の配当及び中間配当には利息をつけない。

（附 則）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。